

<令和4年度>

児童家庭支援センターすみれ 事業計画書

[重点目標]

児童家庭支援センターは、市区町村への設置が進められている子ども家庭総合支援拠点と連携し、虐待など高リスク家庭への支援や代替養育後のアフター・ケアなどを担う有力な社会資源となることが求められている。特に現状の社会において、コロナ禍や災害時においても切れ目なく支援を実施できる体制を整えていくことが必要である。多様な地域支援をさらに展開していくために、これまで培ってきた県及び市区町村との関係を軸に、事業の充実を図る。

1 職員の専門性・資質の向上

信頼される相談機関となるため、外部研修、内部研修に積極的に参加する。また、的確な支援を行うため、ケースを分析し、スーパービジョンを受ける。

2 事業内容の充実

児童・家庭への支援を迅速・的確に行うため、要保護児童対策地域協議会をはじめ、各関係機関との連携・連絡調整を行う。また、児童虐待防止の予防的な観点からの地域のニーズを把握し、活動の充実を図る。

[事業計画]

職員体制

正規職員 3名（センター長は広畑学園と兼務）、パート職員 4名 計 7人

1 職員の専門性・資質の向上

(1) 外部研修の計画的な実施

ア 主な研修

全国・近畿地区児童家庭支援センター協議会、子どもの虹情報研修センター等、その他里親支援や相談業務に関する研修

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 主な研修

センター内研修（面接技法、社会資源、法律等）、法人内事業所との勉強会、本体施設の事例検討会への参加、市町とのソーシャルワークスキル研修等

イ 人事評価制度の活用

職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行い各自の達成課題を持って取り組む

ウ 養育講座のトレーナー技術の向上

本体施設の新任職員へ向けて養育のスキルアップ講座を開講し、児童家庭支援センター職員として講座のトレーナー技術の向上を図る。

エ スーパーバイズ

本体施設で実施されるスーパービジョンへの参加、外部スーパーバイザーの活用。

2 事業内容の充実

(1) 関係機関との連携・連絡調整

- ア 要保護児童対策地域協議会実務者会議（姫路市、福崎町、市川町）
- イ 要保護児童対策地域協議会代表者会議（姫路市、福崎町、市川町）
- ウ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議（姫路市、福崎町、市川町、神河町）
- エ 姫路こども家庭センターとの連携
- オ 管内県市町児童福祉担当課長・担当国会議
- カ 姫路市子ども支援課との連携
- キ 西保健センターとの連携
- ク 地域の学校・関係機関・SSW・主任児童委員・自治会との連携
- ケ 全国、近畿、県児童家庭支援センター協議会
- コ 社会福祉士及び公認心理師実習の受け入れ

(2) 相談支援の充実

- ア 兵庫県からの指導委託
こども家庭支援センターから委託を受け継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭への指導を行う。
- イ 養育支援訪問事業（姫路市）
家庭訪問により家庭状況の把握、養育の助言を行う。
- ウ 支援対象児童見守り強化事業（姫路市）
要支援家庭に対して家庭訪問により食糧・日用品の支援とともに家庭状況の把握、必要な支援の紹介を行う。
- エ その他、相談支援
電話、来所、訪問等の方法で地域からの相談を受理する。

(3) 啓発・予防的支援

- ア 子育て広場
親と子が集い、子育てについて気軽に話し合える場の提供と、必要な子育て情報の発信を行う。また、子育て情報収集と絵本や子育て本の購入、絵本講座を計画的に実施する。
 - (ア)子育てライブラリーすみれ
 - (イ)地域開放日
- イ 学童向けプログラム
夏季休業中に宿題補助等を実施し、学童期の児童がいる家庭への支援を行う。
- ウ 法人内外親子教室への職員派遣及び出張相談
 - (ア)山びここども園すくすく教室及びとことこ教室への参加
 - (イ)児童センター親子広場・個別相談会への参加（広畑、安室児童センター）
 - (ウ)姫路市社会福祉協議会主催親子教室（わくわくランド）への参加
 - (エ)地域親子教室（ふた葉教室）への参加
- エ 校区内交流行事への協力

(7) 地域子育て支援事業への協力

(イ) 校区内こども食堂への協力

オ ペアレントトレーニングの実施

子育て不安解消や児童虐待防止など予防的な観点に立ち、ペアレントトレーニングを実施する。

(7) 地域の子育て家庭向けに講座を実施する。

(イ) 姫路市子育て学習センターにおいて短時間のペアレントトレーニングを実施する。

(ウ) 本体児童養護施設等児童福祉施設職員を対象に講座を実施する。

カ 虐待予防・啓発のための情報発信

機関誌発行（1回/3か月）やホームページ更新により、虐待予防・啓発のための情報発信を行う。

(7) 機関誌すみれ通信（1回/3か月）を発行する。

(イ) ホームページ（行事予定；1回/1か月、行事報告；1/3か月）を更新する。

キ 発達支援

発達の気になる子どもの行動観察や関与観察、発達検査の実施などを通して、保護者への助言や関係者とのコンサルテーションを行う。

(7) 法人内外保育園等保育カウンセラー

法人内、山びここども園・あおぞら保育園をはじめ、法人外保育園等からも依頼を受け、行動観察及び担任保育士に対するコンサルテーション、ケース検討会議を開催する。

(イ) 児童発達支援事業所との連携

法人内児童発達支援事業所を訪問し、職員へのコンサルテーションを実施する。

ク 子育て短期利用事業

対象児童・家庭の状況把握と在宅時の支援について、関係機関と連携しながら行う。

(3) 里親支援

ア 関係機関との連携

(7) 里親支援専門相談員、里親会、こども家庭センター等と協働し、里親サロン及び研修会、里親出前講座等を実施。

(イ) こども家庭センター、市町等と協働し啓発チラシのポスティング、市町図書館でのブース設定・相談会等の里親普及啓発活動を行う。

(ウ) 里親家庭に関する情報交換会、里親支援実務者会議、及び圏内会議への参加。

(エ) 兵庫県児童家庭支援センター連絡協議会及び兵庫県児童養護連絡協議会里親支援部会との意見交換の実施。

イ 里親里子への支援

(7) 播磨地区里親会登録里親に対する養育講座の実施。

(イ) 未委託里親及び養育里親宅への家庭訪問等の実施。